

「広報専門職に係る人材紹介業務委託」  
に係る公募

公 募 要 領

2024年5月27日

国立研究開発法人成育医療研究センター

次のとおり参加希望者の募集を行います。

国立研究開発法人成育医療研究センター（以下「当センター」という。）では、広報専門職職員募集に際して、採用活動を支援する有料職業紹介事業者を活用することにより、採用事務の円滑な遂行等を確保することを目的として、下記の内容で公募を実施いたします。

なお、下記2の応募要件及び下記3業務要件等を満たしていることを証する必要書類、及び4.(2)の参加申込書等を提出したすべての事業者と契約するものとします。

## 記

### 1 契約の概要

- (1) 名称  
広報専門に係る人材紹介業務委託
- (2) 契約期間  
契約締結日より令和6年11月30日
- (3) 概要  
別紙2「仕様書」参照
- (4) 報酬の発生  
当センターが候補者の採用を決定し、かつ、その候補者が入職に至った時点で本業務に対する報酬が発生するものとする。

### 2 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 国立成育医療研究センター契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 契約事務取扱細則第7条の規定に該当しない者であること。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- (4) 以下の条件をすべて満たす者であること。  
ア過去に罰金以上の刑に処せられた場合において、その執行を終わりまたはその執行を受けることがなくなってから、3年以上経過していること。  
イ関係法令に違反し行政処分を受けた場合において、当該処分の原因を適正な状態に直してから1年以上経過していること。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険
- (6) 職業安定法第30条第1項の許可を受けた者。
- (7) 過去2年度（令和4年度および令和5年度。以下同様）において、中途採用による正規職員あるいは正規社員となった広報専門職（クリエイティブ系）の人材紹介実績を有している者。  
※人材紹介実績とは、企業・法人・団体等に対して人材を紹介し、結果、当該人材の正式入職等に至ったことまでを指して実績とする。

#### 【参考】（一般競争参加者の排除）

※国立成育医療研究センター契約事務取扱細則第6条  
理事長等は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加さ

せることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

【参考】(一般競争参加者の制限)

※国立成育医療研究センター契約事務取扱細則第7条

理事長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。

これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 落札者又は契約の相手方が契約を結ぶこと又は契約者が履行するひとを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び理事長等が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 前各号に類する行為を行った者

2 理事長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

※ 詳細は当センターホームページの調達情報(取引業者様へのお知らせ)も併せて確認のこと。

URL:<https://www.ncchd.go.jp/purchase/>

### 3 業務要件等

別紙2「仕様書」参照。

### 4 手続き等

#### (1) 担当部署

応募(提出)先及び問合せ先

国立研究開発法人成育医療研究センター

財務経理課 調達企画室 担当:杉若

電話番号:03-3416-0181

E-mail:nyusatsu@ncchd.go.jp

住所:〒157-8535 東京都世田谷区大蔵2-10-1

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mailのみとします。

※ 受付時間 09:00~17:00(12:00~13:00は除く)月~金曜日(祝・休日を除く)

#### (2) 応募に関する質問の受付等

##### ① 質問方法

「4手続き等」(1)の担当部署まで電子メールにより提出すること。

② 受付期間

令和6年5月27日(月)から令和6年6月6日(木)17時00分まで。

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

(3) 参加申込書(参加表明書)の提出等の提出期限、場所及び方法

「2.応募要件」及び「3.業務要件等」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加申込書(参加表明書)等、下記提出書類一式を提出してください。

なお、要件を満たしていない提出物等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

提出期間：令和6年5月27日(月)09時00分から令和6年6月10日(月)17時00分まで

場所：「4手続き等」(1)に同じ

方法：持参(事前に持参予定日を連絡すること)、郵送(書留郵便に限る。郵送の場合は、上記期限までに必着のこと。)

【提出書類】

① 人材紹介業務契約に係る参加申込書(参加表明書)(様式1)

② 職業安定法第32条の4に基づく厚生労働大臣からの許可証の写し

③ 見積提案書(様式2)

ただし、当センターが想定する人材(想定年収7,000,000円に成功報酬率(%)を乗じた額を計上すること。)

④ 過去2年度(令和4・5年度)における人材紹介実績(様式3)

⑤ 参加資格確認書(様式4)

⑥ 保険料納付に係る申立書(様式5)

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類一式を提出した者は、提出した書類に関し説明等を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約結果等、契約に係る情報については、当センターのウェブサイトにて公表(注)するものとする。

(4) 契約条項については、別紙1「契約書(案)」による。

(5) 本件の契約相手方となった場合においても、紹介された者の採用等を保証するものではない。

に基づく契約に係る情報の公表について

（1）契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約の相手方等について、契約事務取扱細則第43条の規定に基づき、当センターホームページにおいて公表する。

当センターの支出の原因となる契約であって、予定価格が100万円（賃借料又は物件の借り入れの場合は80万円）を超える契約

- ① 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 理事長等の氏名、名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争の別によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- ⑥ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又はセンターの事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑦ 契約金額
- ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。小数点以下第二位を四捨五入する。）（予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨ 随意契約によることとした理由（随意契約を行った場合に限る。）及び会計規程等の根拠条文
- ⑩ 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人にセンターの常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要な事項

公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。

（2）国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約情報の公開

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、以下のとおり、当センターとの関係に係る情報を当センターのホームページで公表する。よって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いする。なお、応札又は契約の締結をもって上記に同意したものとみなす。

○公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

○公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（当センターOB）の人数、職名及び当セン

ターにおける最終職名

② 当センターとの間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

○当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当センターOBに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

○公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

○その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない場合については、その名称等を公表することがあり得る。